

令和8年度岡山県公立学校学習用端末共同調達支援業務委託に係る
公募型プロポーザルの公告

令和8年6月11日

岡山県知事 伊原木 隆太

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により
契約を締結するため、次のとおり提案（公募型プロポーザル）を募集する。

1 委託する業務

(1) 業務名

令和8年度岡山県公立学校学習用端末共同調達支援業務委託

(2) 業務内容

業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 契約限度額

10,560,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 履行場所

受託者作業場所及び岡山県教育委員会の指定する場所

2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）第8条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (4) 入札参加資格者名簿の役務の提供に係る業務種目の大分類が「8：情報・通信サービス」、格付区分がAであること。
- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けていないこと。
- (6) 審査要領第10条第1項の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けていないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日制定）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) コンソーシアムの各構成員は、同一業務について2以上のコンソーシアムを構成できないものとする。

3 業務契約に関する事務を担当する課室の名称等

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話(086)226-7826
E m a i l : kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

4 規約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 プロポーザル参加手続等

このプロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加資格確認申請書(様式第2-1号又は2-2号)を次のとおり提出しなければならない。

また、参加者は、提出した書類等について上記3の契約担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 提案説明書、仕様書等の配付期間及び場所

①配付期間

令和8年6月11日(木)から令和8年6月24日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、最終日の令和8年6月24日(水)は正午まで。

②配付場所

上記3の場所に同じ。なお、岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/349/>)からダウンロードできる。

(2) プロポーザル参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和8年6月11日(木)から令和8年6月24日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、最終日の令和8年6月24日(水)は正午まで。

②提出書類

- ・プロポーザル参加資格確認申請書(様式第2-1又は2-2号)
- ・法人に関する調書(様式第3号)※1
- ・コンソーシアム協定書の写し(任意様式)※2
- ・コンソーシアムの結成について権限を有する者の委任状(任意様式)※2

※1:コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出

※2:コンソーシアムの場合のみ提出

③提出場所

上記3に同じ。

④提出方法

上記5(2)②の提出書類をPDFファイルで、下記⑤に記載の電子メールアドレスに送付すること。また、送信後には、到着したことを電話で上記3に確認すること。なお、メールの件名は「【参加申込】R8共同調達支援業務委託_提出日_会社名」とすること。

⑤送付先

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室
E m a i l : kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

⑥参加辞退

参加表明手続後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第5号)をPDFファイルで上記⑤に記載の電子メールアドレスに送付すること。また、送信後には、到着したことを電話で上記3に確認すること。なお、メールの件名は、「【参加辞退】R8共同調達支援業務委託_提出日_会社名」とすること。

(3) プロポーザル参加資格要件の審査

①審査結果の通知

プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2-1又は2-2号）を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、このプロポーザルに参加することができない。

②プロポーザル参加資格要件不適合の理由の説明要求

プロポーザル参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年7月2日（木）までに上記3の事務局の宛先にメールする方法により、説明を求めることができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

①受付期間

令和8年6月11日（木）から令和8年6月24日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、最終日の令和8年6月24日（水）は正午まで。

②方法

「仕様書等に対する質問・回答書（様式第1号）」によりメールで送付すること。

また、送信後には、到着したことを電話で上記3の事務局に確認すること。なお、メールの件名は「【質問】R8共同調達支援業務委託_提出日_会社名」とすること。

③送付先

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

E m a i l : kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

④回答

メールにより回答する。また、岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/349/>) に掲載する。

⑤プロポーザル実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。

6 技術提案について

(1) 提案書等の提出

プロポーザルに参加する者は、次の場所に提案書等を提出しなければならない。

①提出期限 令和8年7月2日（木）正午（必着）

②提出場所 上記3に同じ。

③提出書類

下記書類をPDFファイルとしたものを1部。

・令和8年度岡山県公立学校学習用端末共同調達支援業務委託の提案書について（様式第4号）

・提案書（任意様式）

詳細は技術提案内容説明書及び業務委託仕様書を確認すること。

本業務の統括責任者、各業務の責任者、担当者を記載した体制図及び業務を遂行するためのスケジュールを作成すること。また、評価項目一覧の評価の観点に示す内容の主な実績について、その内容や成果等がわかる資料を添付すること。

・企業等の概要（任意様式）

既存のパンフレットでも可。コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出すること。

・見積書（任意様式でその内訳を記載）

積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

本業務に係る人件費、交通費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

④提出方法

上記6（1）③の提出書類をPDFファイルで、下記送付先の電子メールアドレスに送付すること。（メール1通につき、10 MB以内として送付すること。）

また、送信後には、到着したことを電話で上記3に確認すること。なお、メールの件名は「【提出】 R 8 共同調達支援業務委託_提出日_会社名」とすること。

⑤送付先

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

E m a i l : kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

（2）技術提案書の説明

プロポーザルに参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

①日時

令和8年7月9日（木）午前

②場所

岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県庁西庁舎 3階 教育委員室

③技術提案の所要時間

- ・プレゼンテーション 15分以内
- ・質疑応答 10分程度

④注意事項

- ・開催日時、各参加者の開始時間及び提案の所要時間は後日通知する。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者当たり3名までとする。（コンソーシアムにおいても1コンソーシアム当たり3名までとする。）
- ・プレゼンテーション参加に係る費用は、参加者負担とする。
- ・審査の過程において、追加資料を求める場合がある。
- ・審査会では、プロジェクターを使用してプレゼンテーションを行う。
（プロジェクター、HDMIケーブルは事務局において準備する。プレゼンテーションで使用する端末は、参加者が持参すること。なお、接続端子はHDMI端子である。）
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴できない。
- ・指定する開始時間に遅れた場合は、評価対象としない。

7 優先交渉権者の選定

（1）評価方法

審査会に先立ち、実績に対する評価及び見積書の価格に対する評価について、事前評価する。委員は、提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容に対する評価により、提案の評価（100点満点）を行い、集計する。集計結果を基に、全委員による協議を行って優先交渉権者を選定し、優先交渉権者以外の者についても、順位付けを行う。当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、委員の協議により順位を決定することとする。なお、各委員の評価に係る採点の平均点が60点に満たない場合は、評価の対象とならない。

（2）観点

別に示す「令和8年度岡山県公立学校学習用端末共同調達支援業務委託評価項目一覧」に基づき評価する。

（3）選定結果の通知及び公表

選定結果は後日書により通知する。なお、選定結果についての異議申し立てはできない。

8 その他

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約

優先交渉権者は、事務局と提出書類を基に契約条件を調整の上、契約を締結する。なお、契約金額については、仕様書の内容を勘案して決定するため、参加者が提示する額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わないことがある。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153号及び第155条の規程による。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・技術提案書に虚偽の記載をした場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ・上記2の参加資格要件を満たしていないと判明した場合